

### 愛知県社会福祉審議会規程の一部改正について

- 1 愛知県社会福祉審議会規程の改正案(2月7日の愛知県社会福祉審議会にて承認済み) 児童福祉専門分科会に「入所児童等意見審査部会」を設置することとし、別表1に以下の内容を追加する。

名 称	調 査 審 議 事 項
入所児童等意見審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。

- 2 改正の背景及び理由

2022(令和4)年6月8日に成立した改正児童福祉法第11条第1項第2号りにおいて、児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うことが、都道府県の業務として位置付けられたことを踏まえ、児童福祉専門分科会に審査部会を設置し、当該児童の意見又は意向に関する調査審議を行うため。

- 3 改正の時期

2024(令和6)年4月1日(改正児童福祉法施行日)

- 4 その他

審査部会委員について

審査部会委員は、知事が任命した委員又は臨時委員から会長が指名することとされている。委員の構成及び部会の開催頻度等に関する事務局案は以下のとおり。

委員構成 6名(児童福祉学識者2、児童心理学識者2、弁護士2)

開催頻度 全体会：年2回程度

(※以下については3名ごとの審議体にて開催)

定期審議：月1回(審議案件がない場合は見送り)

臨時審議：緊急案件が生じた場合に速やかに実施

(参考)

改正児童福祉法 関係条文抜粋

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 略

二 イ〜チ 略

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

ヌ 略

三 略

国の示す改正法への対応イメージ(児童福祉審議会を活用したモデル)

「児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護対応ガイドライン」より抜粋

